

〈自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に基づく開示〉目次

自己資本の構成に関する開示事項(連結)	75
定性的な開示事項(連結)	
連結の範囲に関する事項	77
自己資本調達手段の概要	77
連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	80
信用リスクに関する事項	81
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	81
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	81
証券化エクスポージャーに関する事項	82
オペレーショナル・リスクに関する事項	83
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	83
金利リスクに関する事項	83
定量的な開示事項(連結)	
連結の範囲に関する事項	84
自己資本の充実度に関する事項	84
信用リスクに関する事項	85
信用リスク削減手法に関する事項	87
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	87
証券化エクスポージャーに関する事項	88
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	89
金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額	89
自己資本の構成に関する開示事項(単体)	90
定性的な開示事項(単体)	
自己資本調達手段の概要	92
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	94
信用リスクに関する事項	94
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	95
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	95
証券化エクスポージャーに関する事項	95
オペレーショナル・リスクに関する事項	96
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	97
金利リスクに関する事項	97
定量的な開示事項(単体)	
自己資本の充実度に関する事項	98
信用リスクに関する事項	99
信用リスク削減手法に関する事項	101
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	101
証券化エクスポージャーに関する事項	102
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	103
金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額	103
報酬等に関する開示事項	104

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実についての事項(平成26年金融庁告示第7号)及び報酬等に関する事項(平成24年金融庁告示第21号)について記載しています。なお、本ページ以降における「自己資本比率告示」とは、平成18年金融庁告示第19号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。構成比率は、100に調整しています。

自己資本の充実の状況等について (自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に基づく開示)

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項のうち事業年度に係る説明書類に記載すべき事項について開示しております。当行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項 連結

(単位:百万円)

項目	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	118,520		123,242	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,534		51,523	
うち、利益剰余金の額	69,105		73,818	
うち、自己株式の額(△)	60		39	
うち、社外流出予定額(△)	2,059		2,059	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,455		△1,579	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△1,455		△1,579	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	47		59	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,547		5,586	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,547		5,586	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000		20,000	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,500		5	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,810		1,639	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	147,970		148,953	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,095	730	1,458	364
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,095	730	1,458	364
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,242	828	1,034	258
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	21	-	3	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(口)	2,359	2,496	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (口))	(ハ)	145,611	146,457	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		1,616,902	1,685,274	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,558	623	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		730	364	
うち、繰延税金資産		828	258	
うち、退職給付に係る資産		-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-	
うち、上記以外に該当するものの額		-	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		59,204	57,576	
信用リスク・アセット調整額		-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	1,676,107	1,742,850	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))		8.68%	8.40%	

定性的な開示事項（連結）

定性的な開示事項 連結

連結の範囲に関する事項

①自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

②連結グループのうち、連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容

平成30年3月末の連結グループのうち、連結子会社は4社です。前年度(平成29年3月末)から変更はありません。

名称	主要な業務の内容
千葉総合リース株式会社	リース業務
ちば興銀カードサービス株式会社	信用保証業務・クレジットカード・金銭貸付業務
ちば興銀ビジネスサービス株式会社	事務代行業務
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務

③自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

④連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものはありません。

⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び資本の移動に係る制限等は特段ありません。

自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

平成30年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

【普通株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	16,713百万円
単体自己資本比率	16,713百万円
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

定性的な開示事項（連結）

【第二種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第二種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	20,000百万円
単体自己資本比率	20,000百万円
配当率又は利率	2.6%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成19年3月31日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第四種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第四種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	23,250百万円
単体自己資本比率	23,250百万円
配当率又は利率	4.4%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	10連続取引日の全ての日において当行普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間で、優先株主が取得請求権を行使した場合、及び平成40年3月30日までに取得請求のなかった優先株式につき、平成40年3月31日が到来した場合、当該優先株式と引換えに普通株式を交付する。
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

定性的な開示事項（連結）

【第1回第六種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第1回第六種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	11,520百万円
単体自己資本比率	11,520百万円
配当率又は利率	2.75%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成34年3月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	なし
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成39年1月4日に該当優先株式と引換えに普通株式を交付する
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	5百万円(注)
単体自己資本比率	5百万円(注)
配当率又は利率	1.60%
償還期限の有無	あり
その日付	平成35年3月31日(注)
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成30年4月2日に限り、期限前に元金の全部または一部を弁済することができる。
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

(注) 当該借入金については、平成30年4月2日に全額期限前償還しております。
 なお、コア資本に算入する額については、所定の計算により算出しております。

定性的な開示事項（連結）

【非支配株主持分】

発行主体	千葉総合リース株式会社 ちば興銀コンピュータソフト株式会社
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	1,639百万円
単体自己資本比率	—
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	—
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

平成29年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

自己資本調達手段		概要
普通株式 (62,222千株)		完全議決権株式
優先株式	第2種 (20,000百万円)	社債型優先株式 (議決権なし)
	第4種 (23,250百万円)	転換条項付優先株式 (議決権なし)
	第1回第6種 (11,520百万円)	転換条項付優先株式 (議決権なし)
期限付劣後債務	劣後特約付借入金 (5,000百万円)	期間10年 (期日一括返済)

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成29年度)

当行グループは内部留保の積上げにより自己資本を充実させており、平成29年度の連結自己資本比率は8.40%を計上しております。経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しており、今後につきましても利益の積上げにより自己資本を充実させてまいります。

(平成28年度)

当行グループは平成29年1月に第1回第六種優先株式発行(120億円)を実施し、平成29年2月に第四種優先株式(87億50百万円)を消却しました。平成28年度の連結自己資本比率は8.68%を計上しております。経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しており、今後につきましても利益の積上げにより自己資本を充実させてまいります。

定性的な開示事項（連結）

信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスクとは]

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

[信用リスク管理の基本方針]

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・事業戦略部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的に実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーニング、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。また、「格付・自己査定システム」や「電子稟議システム」等の信用リスクに関するシステムを今後も継続的に活用し、適切なリスク管理の運営を行ってまいります。

[貸倒引当金の計上基準]

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

連結子会社の貸倒引当金は一般債権については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

② 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、S&P グローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、S&P グローバル・レーティング(S&P)の4外部格付機関等を採用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスク削減方法とは]

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えているリスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

[方法及び手続]

エクスポージャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理所管部署へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

定性的な開示事項（連結）

証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

【取引の内容】

当行は、住宅金融支援機構のフラット35（保証型）の取扱いにより、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほか住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

【取引に対する取組み方針】

当行は、住宅金融支援機構のフラット35（保証型）のほかは、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

【取引に係るリスクの内容】

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的には異なるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、他の有価証券運用と同様、資産査定の実施により定期的に管理しております。このほか、証券化取引のリスク特性や裏付資産に関する情報について適時に把握していることを定期的に確認しております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

④ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

⑤ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額にかかる額は算入しておりません。

⑥ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、証券化導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

⑦ 子法人等及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子法人等および関連法人等はありません。

⑧ 証券化取引に関する会計方針

【会計方針】

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

【資産売却の認識】

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

⑨ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、「Moody's」[S&P]「JCR」[R&I]の適格格付機関4社を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

⑩ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

⑪ 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更は生じておりません。

定性的な開示事項（連結）

オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

【リスク管理の方針】

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス（銀行業務の過程）・人（役職員、スタッフ・派遣社員を含む）・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分して管理しております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

【リスク管理体制】

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナル・リスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署において、それぞれのリスクを管理する体制としております。

【リスクの管理手続の概要】

各オペレーショナル・リスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナル・リスクの状況は頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、粗利益配分手法を使用して、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスク及び分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）*により行っております。信頼水準は99%、保有期間については処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は6カ月、純投資株式は3カ月として計測しております。半期毎に経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

*VaR（バリュー・アット・リスク）：過去のデータに基づく統計的手法により、一定期間・一定確率のもとで保有するポートフォリオが被る可能性のある最大損失額（最大時価減少額）を推定したものです。一定確率は片道99%確率を使用しております。

金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

【リスク管理の方針】

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

【リスク管理手続の概要】

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント（対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準）を設定し、管理しております。また、有価証券等の市場取引については、商品別のポジション限度額（保有限度額）、個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用をめざしております。なお、市場リスクの状況はALM委員会、リスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当行では、金利リスクは、VaR（分散・共分散法）、BPV*により日次又は月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましても、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテスティングを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施により、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

*BPV（ベシス・ポイント・バリュー）：金利等の変化に対する時価の変化額をリスクとして表す手法。例えば、10bpvといった場合、金利が10bpv（=0.1%）変化した場合の時価の変化額を指します。

定量的な開示事項（連結）

定量的な開示事項 連結

連結の範囲に関する事項

その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等である会社はございません。

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
【資産(オン・バランス)項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	37	1	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	208	8	177	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	909	36	—	—
我が国の政府関係機関向け	836	33	2,900	116
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,644	985	23,479	939
法人等向け	228,011	9,120	214,626	8,585
中小企業等向け及び個人向け	432,978	17,319	447,208	17,888
抵当権付住宅ローン	59,582	2,383	69,591	2,783
不動産取得等事業向け	253,107	10,124	284,585	11,383
三月以上延滞等	4,274	170	2,978	119
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	8,307	332	8,377	335
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	42,017	1,680	53,403	2,136
(うち出資等のエクスポージャー)	42,017	1,680	53,403	2,136
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	539,873	21,594	557,275	22,291
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	25,788	1,031	25,087	1,003
(うち上記以外のエクスポージャー等)	514,084	20,563	532,188	21,287
証券化(オリジネーターの場合)	2,325	93	2,311	92
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	427	17	570	22
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,558	62	623	24
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産(オン・バランス)計	1,599,100	63,964	1,668,110	66,724
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	2,031	81	1,777	71
短期の貿易関連偶発債務	94	3	28	1
特定の取引に係る偶発債務	2,751	110	3,931	157
原契約期間が1年超のコミットメント	3,409	136	3,338	133
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,463	218	3,737	149
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	9	0	12	0
派生商品取引	1,503	60	1,515	60
オフ・バランス取引等 計	15,264	610	14,341	573
【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】 (簡便的リスク測定方式)	2,537	101	2,821	112
【中央清算機関関連エクスポージャー】	0	0	0	0
合計	1,616,902	64,676	1,685,274	67,410

(注)所要自己資本額=リスク・アセット×4%

定量的な開示事項（連結）

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する手法ごとの額 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	2,368	2,303
うち粗利益配分手法	2,368	2,303

③連結自己資本比率

	平成28年度末	平成29年度末
連結自己資本比率	8.68%	8.40%

④連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
連結総所要自己資本額	67,044	69,714

信用リスクに関する事項

①信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

(単位:百万円)

	平成28年度					平成29年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	2,696,458	2,360,631	333,262	2,564	4,483	2,738,809	2,448,951	287,138	2,719	3,135
国外計	61,370	1,478	59,891	-	-	63,149	1,599	61,550	-	-
地域別合計	2,757,829	2,362,110	393,154	2,564	4,483	2,801,959	2,450,550	348,688	2,719	3,135
製造業	175,614	168,104	7,334	176	1,213	164,882	158,013	6,804	65	4
農業、林業	6,497	6,497	-	-	-	7,130	7,080	50	-	30
漁業	237	237	-	-	-	429	429	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3,933	3,933	-	-	-	4,099	4,099	-	-	-
建設業	100,893	96,656	4,236	0	43	104,170	99,624	4,545	-	36
電気・ガス・熱供給・水道業	24,342	9,926	14,416	-	-	24,787	10,371	14,415	-	-
情報通信業	9,371	9,363	8	0	-	7,591	7,571	-	20	-
運輸業、郵便業	78,514	73,277	5,233	3	-	76,116	73,456	2,660	0	-
卸売業、小売業	186,118	176,627	8,851	639	233	182,647	173,762	8,156	728	47
金融業、保険業	425,608	210,597	213,779	1,231	-	419,639	224,682	193,588	1,368	-
不動産業、物品賃貸業	458,683	453,927	4,667	89	482	481,805	477,197	4,474	133	481
各種サービス業	204,183	194,978	8,780	424	954	205,684	196,387	8,894	402	821
国・地方公共団体等	186,320	60,474	125,845	-	-	142,110	37,010	105,099	-	-
個人	711,176	711,176	-	-	1,271	762,109	762,109	-	-	1,146
その他	186,333	186,333	-	-	284	218,753	218,753	-	-	566
業種別計	2,757,829	2,362,110	393,154	2,564	4,483	2,801,959	2,450,550	348,688	2,719	3,135
1年以下	542,945	458,954	83,780	210	1,060	509,945	439,935	69,359	650	81
1年超3年以下	324,308	178,238	144,525	1,543	77	266,784	165,934	100,129	720	34
3年超5年以下	272,461	198,616	73,697	147	173	241,664	179,243	61,857	563	87
5年超7年以下	123,748	106,092	17,532	124	26	135,557	118,564	16,880	112	41
7年超10年以下	283,010	220,366	62,493	150	255	326,679	244,097	82,308	273	228
10年超	1,041,412	1,029,898	11,124	389	357	1,148,629	1,130,078	18,152	398	286
期間の定めのないもの	169,942	169,942	0	-	2,532	172,697	172,697	0	-	2,376
残存期間別合計	2,757,829	2,362,110	393,154	2,564	4,483	2,801,959	2,450,550	348,688	2,719	3,135

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。

3. 上記の項目以外の資産については、「その他」及び「期間の定めのないもの」に計上しております。

定量的な開示事項（連結）

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	5,732	5,547	—	5,732	5,547
	平成29年度	5,547	5,586	—	5,547	5,586
個別貸倒引当金	平成28年度	6,288	6,707	849	5,439	6,707
	平成29年度	6,707	5,606	994	5,712	5,606
合 計	平成28年度	12,021	12,254	849	11,171	12,254
	平成29年度	12,254	11,193	994	11,260	11,193

③個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内計	6,288	6,707	6,707	5,606	6,288	6,707	6,707	5,606
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	6,288	6,707	6,707	5,606	6,288	6,707	6,707	5,606
製造業	693	741	741	452	693	741	741	452
農業、林業	3	2	2	2	3	2	2	2
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	223	163	163	101	223	163	163	101
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	2	2	2	3	2	2	2
運輸業、郵便業	33	23	23	333	33	23	23	333
卸売業、小売業	527	420	420	872	527	420	420	872
金融業、保険業	24	16	16	20	24	16	16	20
不動産業、物品賃貸業	385	918	918	604	385	918	918	604
各種サービス業	1,457	1,698	1,698	737	1,457	1,698	1,698	737
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,772	1,715	1,715	1,549	1,772	1,715	1,715	1,549
その他	1,161	1,002	1,002	928	1,161	1,002	1,002	928
業種別計	6,288	6,707	6,707	5,606	6,288	6,707	6,707	5,606

④貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成28年度	平成29年度
製造業	25	32
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	54	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	47	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	75	61
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	11	32
各種サービス業	16	26
国・地方公共団体等	—	—
個人	5	27
その他	—	—
業種別計	236	181

定量的な開示事項（連結）

- ⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	133,979	409,999	108,871	387,198
2%	—	127	—	210
4%	—	—	—	45
10%	3,405	3,506	2,387	3,386
20%	150,010	7,901	143,474	18,936
35%	—	170,447	—	199,073
50%	197,851	1,507	193,109	1,316
75%	—	642,148	—	661,009
100%	58,007	965,317	50,212	1,020,526
150%	1,000	2,302	—	2,164
250%	—	10,315	—	10,035
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	544,254	2,213,574	498,056	2,303,902

(注) 1. 「格付有り」とは、リスク・ウェイト算定にあたり格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付無し」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。

2. 「格付有り」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

（単位：百万円）

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成28年度	平成29年度
現金及び自行預金	32,150	32,768
金	—	—
適格債権	—	—
適格株式	8,338	9,319
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	40,489	42,088
適格保証	151,344	122,162
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット、デリバティブ合計	151,344	122,162

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

②グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、918百万円です。

③担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額が次のとおりであります。

（単位：百万円）

	与信相当額	
	平成28年度	平成29年度
派生商品取引	2,564	2,719
外国為替関連取引及び金関連取引	1,600	1,733
金利関連取引	964	985
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	2,564	2,719

定量的な開示事項（連結）

④担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

⑤与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

⑥信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブはございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

①連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

○資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	7,080	6,224
合計	7,080	6,224

○合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	337	-	228	-
合計	337	-	228	-

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	220	191
合計	220	191

(注)オフ・バランス取引はありません。

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

【オン・バランス】

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
1,250%	186	93	184	92
自己資本控除	34	21	6	3
合計	220	114	191	95

(注)オフ・バランス取引はありません。

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	21	3
合計	21	3

(6)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化を行った住宅ローン債権のうち184百万円は、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を計上しております。

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ございません。

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ございません。

定量的な開示事項（連結）

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び原資産の種類別内訳
該当ございません。

②連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

(3)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成28年度末		平成29年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等 エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	29,414	29,414	34,358	34,358
上記に該当しない出資等又は株式等 エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,263		1,261	

(注)投資信託等複数の資産を裏付けとする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却損益額	645	223
償却額	-	1

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結 損益計算書で認識されない評価損益の額	13,667	18,781

④連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する 損益又は経済的価値の増加額

(単位:百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
金利ショックに対する経済価値の増減額 <VaR>信頼区間99%、観測期間1年、 保有期間:預貸金等1年、その他保有目的内外債券 3カ月	10,495	6,144
預貸金等	5,297	2,898
その他保有目的内外債券	5,198	3,245

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

自己資本の構成に関する開示事項 単体

(単位:百万円)

項目	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	114,350		118,524	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,534		51,523	
うち、利益剰余金の額	64,935		69,100	
うち、自己株式の額(△)	60		39	
うち、社外流出予定額(△)	2,059		2,059	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	47		59	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,082		5,253	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,082		5,253	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格日非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000		20,000	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,500		5	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	142,980		143,843	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	889	592	1,248	312
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	889	592	1,248	312
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,246	831	1,037	259
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	21	-	3	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,157		2,288	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	140,823		141,554	

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,594,310		1,662,075	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,424		571	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	592		312	
うち、繰延税金資産	831		259	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	57,366		55,612	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,651,676		1,717,688	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.52%		8.24%	

定性的な開示事項（単体）

定性的な開示事項 単体

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成30年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

【普通株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	16,713百万円
単体自己資本比率	16,713百万円
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第二種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第二種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	20,000百万円
単体自己資本比率	20,000百万円
配当率又は利率	2.6%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成19年3月31日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

定性的な開示事項（単体）

【第四種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第四種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	23,250百万円
単体自己資本比率	23,250百万円
配当率又は利率	4.4%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	10連続取引日の全ての日において当行普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間で、優先株主が取得請求権を行使した場合、及び平成40年3月30日までに取得請求のなかった優先株式につき、平成40年3月31日が到来した場合、当該優先株式と引換えに普通株式を交付する。
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第1回第六種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第1回第六種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	11,520百万円
単体自己資本比率	11,520百万円
配当率又は利率	2.75%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成34年3月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	なし
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成39年1月4日に該当優先株式と引換えに普通株式を交付する。
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

定性的な開示事項（単体）

【劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	5百万円(注)
単体自己資本比率	5百万円(注)
配当率又は利率	1.60%
償還期限の有無	あり
その日付	平成35年3月31日(注)
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成30年4月2日に限り、期限前に元金の全部または一部を弁済することができる。
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

(注) 当該借入金については、平成30年4月2日に全額期限前償還しております。
なおコア資本に算入する額については、所定の計算により算出しております。

平成29年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

自己資本調達手段		概要
普通株式 (62,222千株)		完全議決権株式
優先株式	第2種 (20,000百万円)	社債型優先株式 (議決権なし)
	第4種 (23,250百万円)	転換条項付優先株式 (議決権なし)
	第1回第6種 (11,520百万円)	転換条項付優先株式 (議決権なし)
期限付劣後債務	劣後特約付借入金 (5,000百万円)	期間10年(期日一括返済)

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成30年3月末)

当行では、自己資本充実度の評価における自己資本は、コア資本と定義しております。
自己資本充実度の評価におけるリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象とし、自己資本比率、アウトライヤー基準及び統合リスク量により自己資本充実度の評価を行っております。
なお、自己資本比率は8.24%、アウトライヤー基準値は20%以内、統合リスク量はコア資本の30%程度で推移しており、リスクに対する自己資本の充実度は問題ないものと評価しております。

(平成29年3月末)

当行では、自己資本充実度の評価における自己資本は、コア資本と定義しております。
自己資本充実度の評価におけるリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象とし、自己資本比率、アウトライヤー基準及び統合リスク量により自己資本充実度の評価を行っております。
なお、自己資本比率は8.52%、アウトライヤー基準値は20%以内、統合リスク量はコア資本の30%程度で推移しており、リスクに対する自己資本の充実度は問題ないものと評価しております。

信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

【信用リスクとは】

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

【信用リスク管理の基本方針】

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・事業戦略部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーニー、集合研修、臨店指導等を行っております。

定性的な開示事項（単体）

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。また、「格付・自己査定システム」や「電子稟議システム」等の信用リスクに関するシステムを今後も継続的に活用し、適切なリスク管理の運営を行ってまいります。

【貸倒引当金の計上基準】

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

②標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では（株）格付投資情報センター（R&I）、（株）日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク（Moody's）、S&P グローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では（株）格付投資情報センター（R&I）、（株）日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク（Moody's）、S&P グローバル・レーティング（S&P）の4外部格付機関等を採用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

【信用リスク削減手法とは】

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

【方針及び手続】

エクスポージャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

【信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中】

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理所管部署へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

①リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

【取引の内容】

当行は、住宅金融支援機構のフラット35（保証型）の取扱いにより、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほか住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

【取引に対する取組み方針】

当行は、住宅金融支援機構のフラット35（保証型）のほかは、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

【取引に係るリスクの内容】

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

②自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、他の有価証券運用と同様、資産査定の実施により定期的に管理しております。このほか、証券化取引のリスク特性や裏付資産に関する情報について適時に把握していることを定期的に確認しております。

定性的な開示事項（単体）

③信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

④証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

⑤証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額にかかる額は算入しておりません。

⑥証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、証券化導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

⑦子法人等及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子法人等及び関連法人等はありません。

⑧証券化取引に関する会計方針

〔会計方針〕

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

〔資産売却の認識〕

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

⑨証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、「Moody's」「S&P」「JCR」「R&I」の適格格付機関4社を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

⑩内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

⑪定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更は生じておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

〔リスク管理の方針〕

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス（銀行業務の過程）・人（役職員、スタッフ・派遣社員を含む）・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分して管理しております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

〔リスク管理体制〕

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナル・リスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署において、それぞれのリスクを管理する体制としております。

〔リスクの管理手続の概要〕

各オペレーショナル・リスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナル・リスクの状況は頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、粗利益配分手法を使用して、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

定性的な開示事項（単体）

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスク及び分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準は99%、保有期間については処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は6カ月、純投資株式は3カ月として計測しております。半期毎に経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

【リスク管理の方針】

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。

具体的には、ALM (Asset Liability Management) の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

【リスク管理手続の概要】

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント（対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準）を設定し、管理しております。また、有価証券等の市場取引については、商品別のポジション限度額（保有限度額）、個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用を目指しております。なお、市場リスクの状況はALM委員会、リスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

② 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、VaR（分散・共分散法）、BPVにより日次又は月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましては、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテスティングを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施により、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

定量的な開示事項（単体）

定量的な開示事項 単体

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
【資産(オン・バランス)項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	37	1	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	208	8	177	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	909	36	—	—
我が国の政府関係機関向け	836	33	2,900	116
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,643	985	23,478	939
法人等向け	228,011	9,120	214,626	8,585
中小企業等向け及び個人向け	432,978	17,319	447,208	17,888
抵当権付住宅ローン	59,582	2,383	69,591	2,783
不動産取得等事業向け	253,107	10,124	284,585	11,383
三月以上延滞等	3,658	146	1,874	74
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	8,307	332	8,377	335
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	42,651	1,706	54,036	2,161
（うち出資等のエクスポージャー）	42,651	1,706	54,036	2,161
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	517,399	20,695	534,601	21,384
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	22,070	882	22,035	881
（うち上記以外のエクスポージャー）	495,328	19,813	512,565	20,502
証券化(オリジネーターの場合)	2,325	93	2,311	92
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	427	17	570	22
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,424	56	571	22
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産(オン・バランス)計	1,576,509	63,060	1,644,912	65,796
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	2,031	81	1,777	71
短期の貿易関連偶発債務	94	3	28	1
特定の取引に係る偶発債務	2,751	110	3,931	157
原契約期間が1年超のコミットメント	3,409	136	3,338	133
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,462	218	3,737	149
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	9	0	12	0
派生商品取引	1,503	60	1,515	60
オフ・バランス取引等 計	15,262	610	14,341	573
【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】（簡便的リスク測定方式）	2,537	101	2,821	112
【中央清算機関関連エクスポージャー】	0	0	0	0
合計	1,594,310	63,772	1,662,075	66,483

(注)所要自己資本額=リスク・アセット×4%

定量的な開示事項（単体）

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する手法ごとの額

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成28年度末	平成29年度末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	2,294	2,224
うち粗利益配分手法	2,294	2,224

③単体自己資本比率

	平成28年度末	平成29年度末
単体自己資本比率	8.52%	8.24%

④単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

	平成28年度末	平成29年度末
単体総所要自己資本額	66,067	68,707

信用リスクに関する事項

①信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

（単位：百万円）

	平成28年度					平成29年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	2,675,381	2,339,554	333,262	2,564	3,556	2,717,033	2,427,175	287,138	2,719	2,011
国外計	61,370	1,478	59,891	-	-	63,149	1,599	61,550	-	-
地域別合計	2,736,751	2,341,032	393,154	2,564	3,556	2,780,183	2,428,775	348,688	2,719	2,011
製造業	175,614	168,104	7,334	176	1,213	164,882	158,013	6,804	65	4
農業、林業	6,497	6,497	-	-	-	7,130	7,080	50	-	30
漁業	237	237	-	-	-	429	429	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3,933	3,933	-	-	-	4,099	4,099	-	-	-
建設業	100,893	96,656	4,236	0	43	104,170	99,624	4,545	-	36
電気・ガス・熱供給・水道業	24,342	9,926	14,416	-	-	24,787	10,371	14,415	-	-
情報通信業	9,371	9,363	8	0	-	7,591	7,571	-	20	-
運輸業、郵便業	78,514	73,277	5,233	3	-	76,116	73,456	2,660	0	-
卸売業、小売業	186,118	176,627	8,851	639	233	182,647	173,762	8,156	728	47
金融業、保険業	426,321	211,310	213,779	1,231	-	420,353	225,396	193,588	1,368	-
不動産業、物品賃貸業	461,747	456,991	4,667	89	482	485,632	481,024	4,474	133	481
各種サービス業	204,194	194,989	8,780	424	954	205,695	196,398	8,894	402	821
国・地方公共団体等	186,320	60,474	125,845	-	-	142,110	37,010	105,099	-	-
個人	709,897	709,897	-	-	398	760,980	760,980	-	-	379
その他	162,745	162,745	-	-	230	193,555	193,555	-	-	210
業種別計	2,736,751	2,341,032	393,154	2,564	3,556	2,780,183	2,428,775	348,688	2,719	2,011
1年以下	545,282	461,291	83,780	210	1,060	512,904	442,894	69,359	650	81
1年超3年以下	324,721	178,652	144,525	1,543	77	267,383	166,533	100,129	720	34
3年超5年以下	272,461	198,616	73,697	147	173	241,664	179,242	61,857	563	87
5年超7年以下	123,748	106,092	17,532	124	26	135,557	118,564	16,880	112	41
7年超10年以下	283,010	220,366	62,493	150	255	326,679	244,097	82,308	273	228
10年超	1,041,411	1,029,897	11,124	389	357	1,148,628	1,130,077	18,152	398	286
期間の定めのないもの	146,115	146,115	0	-	1,605	147,366	147,365	0	-	1,252
残存期間別合計	2,736,751	2,341,032	393,154	2,564	3,556	2,780,183	2,428,775	348,688	2,719	2,011

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。

3. 上記の項目以外の資産については、「その他」及び「期間の定めのないもの」に計上しております。

定量的な開示事項（単体）

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	5,274	5,082	—	5,274	5,082
	平成29年度	5,082	5,253	—	5,082	5,253
個別貸倒引当金	平成28年度	3,965	4,559	480	3,484	4,559
	平成29年度	4,559	3,767	655	3,904	3,767
合 計	平成28年度	9,239	9,642	480	8,759	9,642
	平成29年度	9,642	9,021	655	8,987	9,021

③個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内計	3,965	4,559	4,559	3,767	3,965	4,559	4,559	3,767
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	3,965	4,559	4,559	3,767	3,965	4,559	4,559	3,767
製造業	693	741	741	452	693	741	741	452
農業、林業	3	2	2	2	3	2	2	2
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	223	163	163	101	223	163	163	101
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	2	2	2	3	2	2	2
運輸業、郵便業	33	23	23	333	33	23	23	333
卸売業、小売業	527	420	420	872	527	420	420	872
金融業、保険業	24	16	16	20	24	16	16	20
不動産業、物品賃貸業	385	918	918	604	385	918	918	604
各種サービス業	1,457	1,698	1,698	737	1,457	1,698	1,698	737
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	40	34	34	93	40	34	34	93
その他	569	536	536	546	569	536	536	546
業種別計	3,965	4,559	4,559	3,767	3,965	4,559	4,559	3,767

④貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成28年度	平成29年度
製造業	25	32
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	54	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	47	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	75	61
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	11	32
各種サービス業	16	26
国・地方公共団体等	—	—
個人	4	25
その他	—	—
業種別計	234	178

定量的な開示事項（単体）

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額（単位：百万円）

	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	133,979	409,999	108,871	387,198
2%	—	127	—	210
4%	—	—	—	45
10%	3,405	3,506	2,387	3,386
20%	150,010	7,896	143,474	18,931
35%	—	170,447	—	199,073
50%	197,851	1,507	193,109	1,316
75%	—	642,148	—	661,009
100%	58,007	946,659	50,212	1,001,100
150%	1,000	1,376	—	1,040
250%	—	8,828	—	8,814
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	544,254	2,192,497	498,056	2,282,127

(注) 1. 「格付有り」とは、リスク・ウェイト算定にあたり格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付無し」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。

2. 「格付有り」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成28年度	平成29年度
現金及び自行預金	32,150	32,768
金	—	—
適格債権	—	—
適格株式	8,338	9,319
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	40,489	42,088
適格保証	151,344	122,162
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット、デリバティブ合計	151,344	122,162

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

②グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、918百万円です。

③担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	与信相当額	
	平成28年度	平成29年度
派生商品取引	2,564	2,719
外国為替関連取引及び金関連取引	1,600	1,733
金利関連取引	964	985
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	2,564	2,719

④担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

定量的な開示事項（単体）

⑤与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

⑥信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブはございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

①銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

○資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	7,080	6,224
合計	7,080	6,224

○合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	337	—	228	—
合計	337	—	228	—

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	220	191
合計	220	191

(注)オフ・バランス取引はありません。

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
1,250%	186	93	184	92
自己資本控除	34	21	6	3
合計	220	114	191	95

(注)オフ・バランス取引はありません。

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
住宅ローン債権	21	3
合計	21	3

(6)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化を行った住宅ローン債権のうち184百万円は、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を計上しております。

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ございません。

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ございません。

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び原資産の種類別内訳

該当ございません。

定量的な開示事項（単体）

②銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。
- (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成28年度末		平成29年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	28,776	28,776	33,440	33,440
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	1,996		1,995	

(注)投資信託等複数の資産を裏付とする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	平成28年度末	平成29年度末
子会社・子法人等	733	733
関連会社等	-	-
合計	733	733

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却損益額	645	223
償却額	-	1

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	13,128	17,963

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額

(単位:百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
金利ショックに対する経済価値の増減額 <VaR>信頼区間99%、観測期間1年、 保有期間:預貸金等1年、その他保有目的内外債券 3カ月	10,445	6,114
預貸金等	5,246	2,868
その他保有目的内外債券	5,198	3,245

報酬等に関する開示事項

報酬等に関する開示事項

①当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

(1)「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

(2)「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には該当はございません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2)対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役会に一任されております。

(3)報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

報酬委員会等	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)
取締役会	2回
監査役会	1回

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

②当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1)報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となること」という当行の経営方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の各期業績を勘案して決定することとし、また、株式報酬型ストックオプションは、株価上昇および業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を高めるため、職位に応じて付与しております。

役員の報酬は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

(2)報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員報酬については、当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認した上で、報酬額を決定しており、将来の自己資本の十分性に重大な影響を与えないことを確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

報酬等に関する開示事項

③当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。
また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案の上、予算措置を行う仕組みになっております。

④当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払い方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

区分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)										
		固定報酬の総額					変動報酬の総額				退職 慰労金	その他
		基本 報酬	株式 報酬型 ストック オプション	その他	基本 報酬	賞与	その他					
対象役員 (除く社外役員)	6	114	114	105	9	-	-	-	-	-	-	-
対象従業員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤当行(グループ)の対象役職員の体系に関し、その参考となるべき事象

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

〈銀行法施行規則(第19条の2、3)に基づく開示項目〉

単体情報

1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 経営の組織(子会社等の経営管理に係る体制を含む) ……………	14~16、23
(2) 上位10以上の株主 ……………	73
(3) 取締役及び監査役 ……………	22
(4) 営業所の名称及び所在地 ……………	24~26
2. 主要な業務の内容 ……………	27
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 事業の概況 ……………	50
(2) 主要な経営指標の推移 ……………	59
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 資本金及び発行済株式の総数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 配当性向	
⑫ 従業員数	
(3) 業務に関する指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率 ……………	56
ロ. 資金運用収支等各収支 ……………	56
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ……………	57、59
ニ. 受取利息及び支払利息の増減 ……………	58
ホ. 総資産経常利益率、資本経常利益率 ……………	59
ヘ. 総資産当期純利益率、資本当期純利益率 ……………	59
② 預金に関する指標	
イ. 預金科目別平均残高 ……………	61
ロ. 定期預金の残存期間別残高 ……………	61
③ 貸出金等に関する指標	
イ. 貸出金科目別平均残高 ……………	62
ロ. 貸出金の残存期間別残高 ……………	62
ハ. 担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額 ……………	63
ニ. 使途別貸出金残高 ……………	63
ホ. 業種別貸出金残高 ……………	63
ヘ. 中小企業等向け貸出金 ……………	62
ト. 特定海外債権残高 ……………	64
チ. 預貸率 ……………	60
④ 有価証券に関する指標	
イ. 商品有価証券の種類別平均残高 ……………	66
ロ. 有価証券の種類別残存期間別残高 ……………	66
ハ. 有価証券の種類別平均残高 ……………	65
ニ. 預証率 ……………	60
4. 業務運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制 ……………	17~20
(2) 法令遵守(コンプライアンス)の体制 ……………	21
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ……………	03~09
(4) 指定紛争解決機関の名称 ……………	21
5. 財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 ……………	51~53
(2) リスク管理債権額 ……………	64
① 破綻先債権	
② 延滞債権	
③ 3カ月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	

参考

(3) 自己資本の充実の状況	90~103
(4) 時価等情報	
①有価証券の情報	67~68
②金銭の信託の情報	69
③デリバティブ取引情報	70~71
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	64
(6) 貸出金償却額	64
(7) 会社法による会計監査人の監査	55
(8) 金融商品取引法に基づく監査証明	55
6. 報酬等に関する開示事項	104~105
7. 重要な後発事象	55

連結情報

1. 銀行及び子会社等の概況に関する事項	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	35
(2) 子会社等に関する情報	35~36
①名称	
②所在地	
③資本金または出資金	
④事業の内容	
⑤設立年月日	
⑥当行議決権比率	
⑦子会社等議決権比率	
2. 銀行及び子会社等の主要な業務に関する事項	
(1) 事業の概況	36
(2) 主要な経営指標の推移	36
①経常収益	
②経常利益	
③親会社株主に帰属する当期純利益	
④包括利益	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦連結自己資本比率	
3. 銀行及び子会社等の財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、及び連結株主資本等変動計算書	40~42
(2) リスク管理債権額	37
①破綻先債権	
②延滞債権	
③3カ月以上延滞債権	
④貸出条件緩和債権	
(3) 自己資本の充実の状況	75~89
(4) セグメント情報	37~39
(5) 会社法による会計監査人の監査	49
(6) 金融商品取引法に基づく監査証明	49
4. 報酬等に関する開示事項	104~105
5. 重要な後発事象	49

〈金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(第7条)に基づく開示項目〉

資産の査定公表	65
---------	----

平成30年7月発行 千葉興業銀行 経営企画部
〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-1-2 Tel.043-243-2111(代表) <https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>



〒261-0001

千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

TEL.043-243-2111 (代表)

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>

平成30年7月発行